

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、
精神障害者保健福祉手帳の更新の際、
診断書の提出が最大1年間猶予されます。

1 対象者

(※①、②をともに満たす方)



- ①精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある方
- ②令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期間が満了される方

2 手続きについて

- ✓ 更新申請書の提出は必要です。
(更新の手続きは、郵送等による申請が可能な場合もあります。お住まいの市町村にお問い合わせください。)
- ✓ 今回診断書を提出せずに、更新手続きをされた場合は、1年以内に診断書を提出する必要があります。 提出がない場合は、お手持ちの手帳は無効となります。
- ✓ 年金証書等の写しを添付して申請される場合は、通常通り申請してください。
- ✓ 今回の措置は診断書の提出を一時的に猶予するものであり、1年以内に診断書を提出いただく必要があります。
そのため、定期的に通院されている方で、医師の診断書の入手が可能な方は、通常通り診断書を添えて更新申請してください。

◎ご不明な点は、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

(例) 現在所持している手帳の有効期限が R2.7.31 までの場合

市町村に更新申請書を提出 → 有効期限は R4.7.31 まで

診断書を添付されずに更新申請された方が、

○R3.7.31 までに市町村に診断書を提出した場合

→ R4.7.31 まで有効

○R3.7.31 までに市町村に診断書を提出しなかった場合

→ R3.8.1~R4.7.31 までの手帳は無効 (R2.8.1~R3.7.31 は有効)

